

第2期北海道上川町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

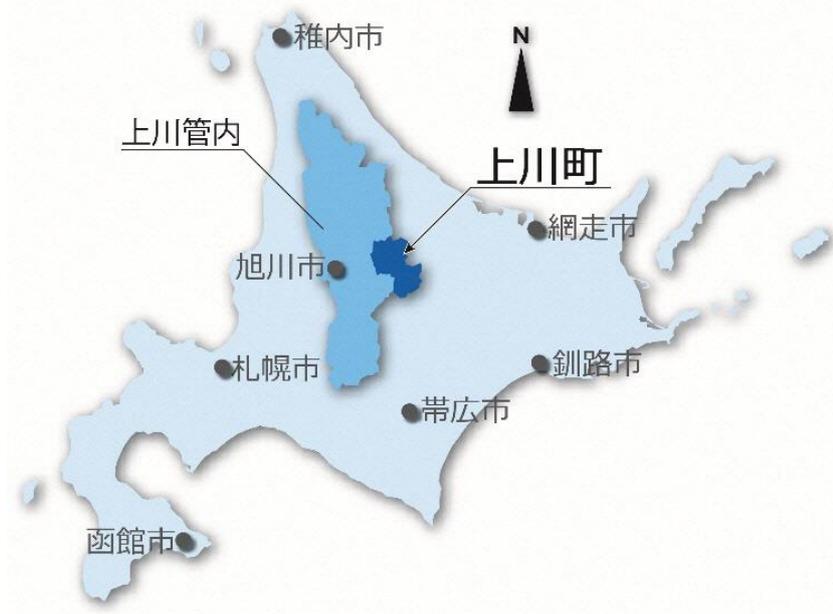
設定する区域は、令和5年1月1日現在における北海道上川郡上川町の行政区域とする。面積は概ね104,900ヘクタール（上川町面積）である。ただし、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を除く。

なお、下表で×を掲げた地域は、上記の促進区域内には存在しない。

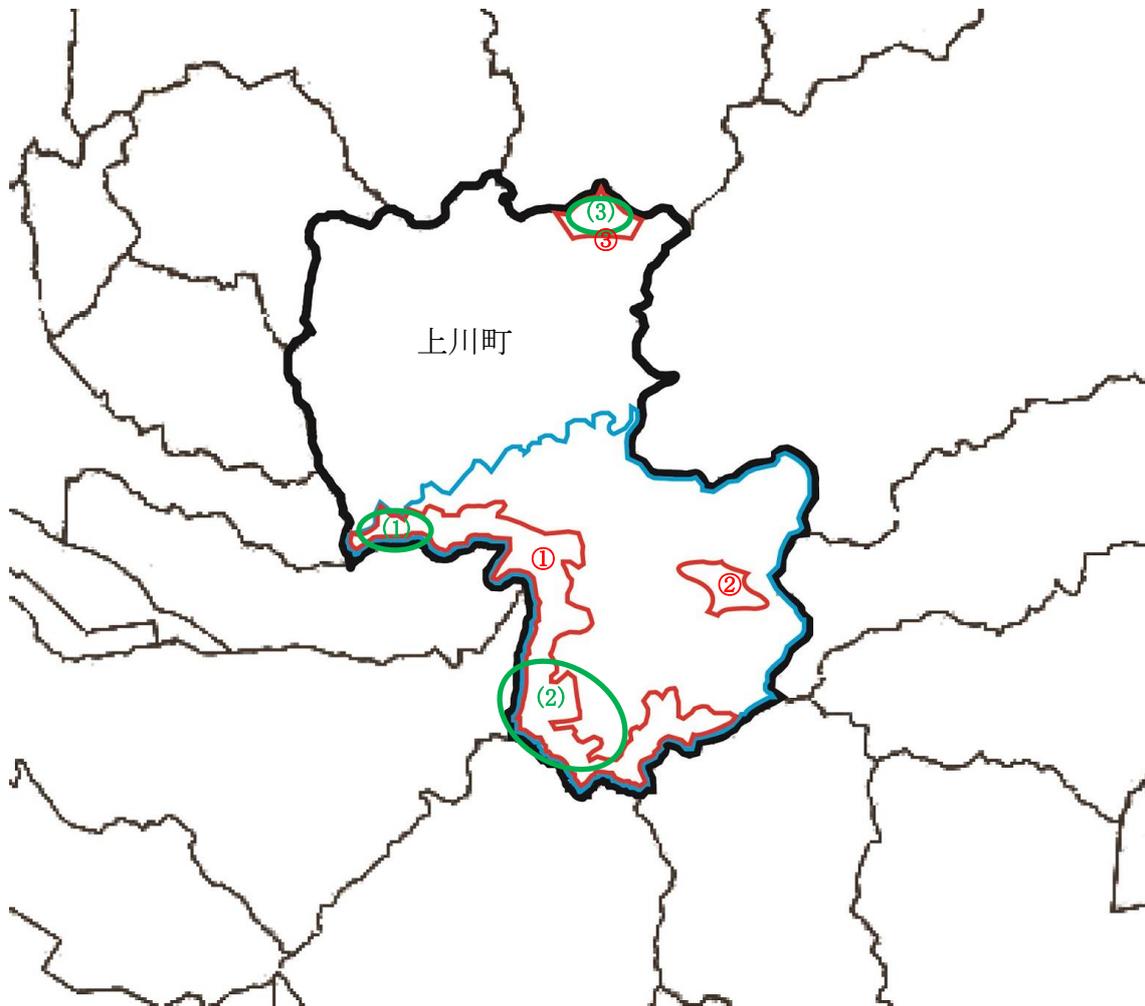
また、下表で○を掲げた地域は、上記の促進区域に含まれるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

自然環境保全法に規定する自然環境保全地域	×
自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区	×
自然公園法に規定する国立・国定公園区域	○
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	○
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	×
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	×
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	×
シギ・チドリ類渡来湿地	×
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息地等	○

(地図)



促進区域図



凡例	
	促進区域（上川町）
	大雪山国立公園
	鳥獣保護区
	重要度の高い湿地

鳥獣保護区名称	
①	大雪山鳥獣保護区（国指定）
②	大雪原生林鳥獣保護区（道指定）
③	浮島鳥獣保護区（道指定）
日本の重要湿地名称	
(1)	大雪山系旭岳周辺湿原群
(2)	大雪山系トムラウシ山周辺湿原群
(3)	浮島湿原

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

上川町は、北海道のほぼ中央部の上川盆地の東側に位置し、東はオホーツク管内北見市、遠軽町、滝上町、南は十勝管内上士幌町、新得町、西は旭川市、愛別町、当麻町、東川町、美瑛町、北は士別市の 11 の市町に隣接している。また、日本最大の山岳自然公園「大雪山国立公園」の北方部に位置し、今もなお原始の面影を残す大雪山連峰の自然を背景に、北海道第一の河川、石狩川の源流が流れる恵まれた自然に包まれている。大雪山系の一つである黒岳への登山口には、北海道有数の温泉街である層雲峡温泉があり、大雪高原温泉の秋の紅葉は「日本一の紅葉」として知られている。

大雪山系をはじめとする山々に囲まれ、面積の約 9 割が森林であるが、畜産・酪農が行われ、昼夜の温度差が大きい（気象庁HPによると過去の 7 年の記録では、8 月の最高気温 35.1℃、最低気温 5℃）上川特有の気象条件による大根、馬鈴薯、大豆、そばなど様々な作物が品質よく風味が豊かに育つ風土である。

②インフラの整備状況

北海道の内陸部に位置していることから一般国道、北海道道、高規格幹線道路の他、鉄道において主要都市と結ばれている。

道路は、旭川と網走を結ぶ一般国道 39 号が縦貫し、帯広と紋別を結ぶ一般国道 273 号、さらに旭川と北見を結ぶ一般国道 333 号、高規格幹線道路旭川・紋別自動車道が交差する交通の要衝の地に位置している。

都市間バスは、紋別・遠軽・網走・釧路・帯広の 5 路線が上川町を通過している。鉄道は、北海道旅客鉄道石北本線が旭川から網走まで運行し、札幌市（特急 2 時間 5 分）、旭川市（特急 45 分）などの北海道内各主要都市への移動が可能となっている。空港は、旭川空港まで約 50km（自動車約 1 時間）で行くことができる。

③産業構造

上川町の基幹産業は、農業と観光業である。

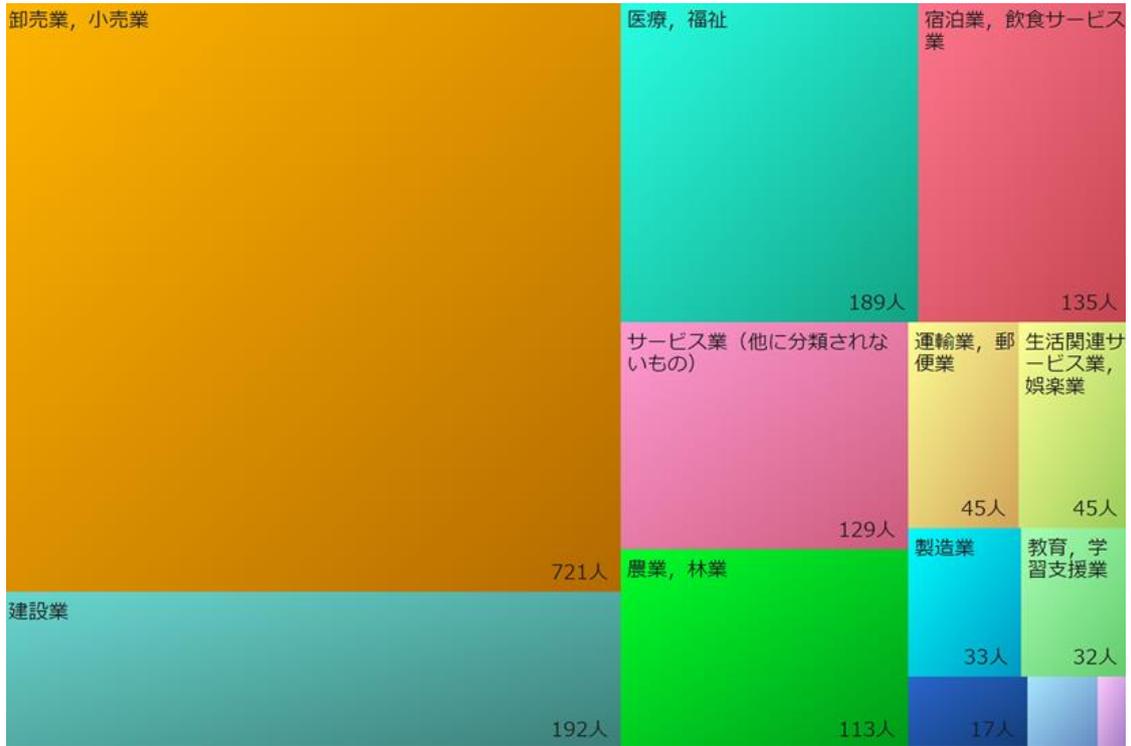
農業は、昼夜の温度差が最大 30℃以上にもなる上川特有の気象条件によって野菜の糖度が高まるため、品質の高い大根、馬鈴薯、大豆、そばなどが生育されている。

畜産業では、肉用牛の生産が行われ、特に、ブランド牛「大雪高原牛」は、生後から出荷まで一貫して管理する安心で安全な町内飼育体制を採用している。

観光業では、大雪山国立公園内に層雲峡温泉、愛山溪温泉、高原温泉の 3 地域の温泉地の他、「大雪森のガーデン」や「上川大雪酒造株式会社」の酒蔵など、近年新しいスポットが誕生している。層雲峡温泉は、コロナ禍以前の直近 3 年間で年平均約 164 万人の観光客が訪れ、宿泊客も年平均約 50 万人弱となっている。（出典：北海道観光入込客数調査報告書、上川町）

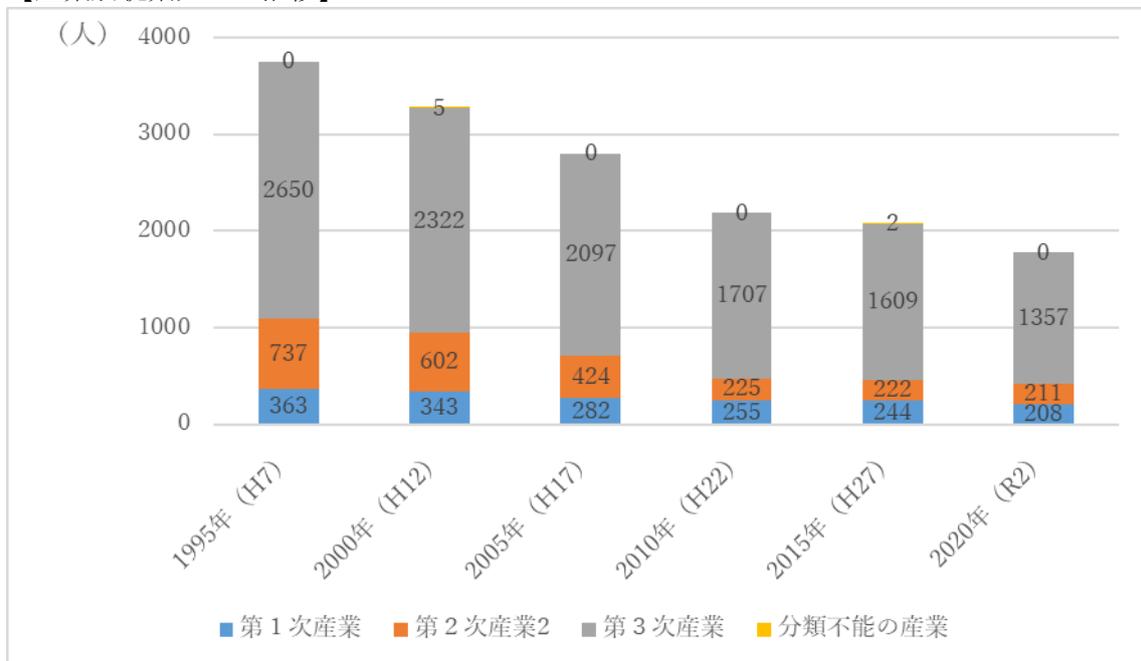
上川町の就業者人口は、2020 年で 1,776 人である。産業別人口では第一次産業が 208 人（11.7%）、第二次産業が 211 人（11.9%）、第三次産業が 1,357 人（76.4%）となっている。

【産業別従業者数（企業単位）】



(出典：RESAS)

【産業別就業人口の推移】



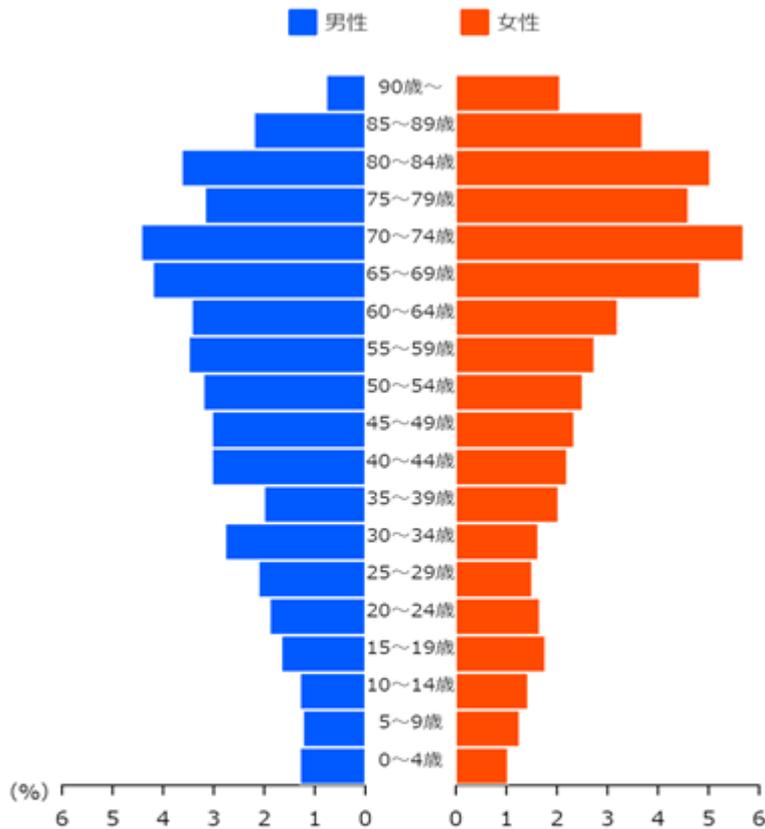
(出典：国勢調査)

④人口分布の状況

上川町の人口は、令和2年12月31日現在3,500人で、うち生産年齢人口は1,687人で割合は48.2%である。(出典：RESAS)

令和2年3月に策定した第2期上川町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、まちの人口は2040年には1,788人となり、うち生産年齢人口は904人で割合が50.5%となることが見込まれている。このため、第2期上川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少の課題解決を図ることとしている。

【人口ピラミッド (2020年)】



老年人口 (65歳以上) : 1,550人 (44.29%)
生産年齢人口 (15歳～64歳) : 1,687人 (48.2%)
年少人口 (0歳～14歳) : 263人 (7.51%)

(出典：RESAS)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

上川町は、雇用者数の約 51%、売上高の約 67%、付加価値額の約 33%が「卸売業・小売業」及び「宿泊業・飲食サービス業」となっており、「卸売業・小売業」及び「宿泊業・飲食サービス業」と関連する観光産業を中心とした経済構造をなしている。(出典：RESAS)

コロナ禍以前の直近 3 年間で約 170 万人の観光客の訪れがあり、観光産業への新規事業者の参入を後押しして、雇用の創出を行うとともに、既存の観光事業者が行う施設の更新を推進し、地域資源を最大限に活かして付加価値を付けることで観光客の増加を図り、観光産業及び関連する産業の付加価値額の増加を目指す。(出典：北海道観光入込客数調査報告書)

また、「上川大雪酒造株式会社」のグループ会社である「FTC株式会社」がオープンした「KAMIKAWA KITCHEN」で製造・販売を開始した上川町産生乳 100%のチーズは、当町の新たな観光資源となりつつあるため、地域のブランド化を後押しすることにより、付加価値額の増加を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	40 百万円	185 百万円	362.5%

(算定根拠)

・北海道の 1 事業所あたりの平均付加価値額が 46.11 百万円（令和 3 年経済センサス-活動調査）であることから、それと同等の 1 件あたり平均 47 百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を宿泊業、飲食サービス業で各 1 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で宿泊業は 1.55 倍、飲食サービス業は 1.57 倍の波及効果を与え、促進区域で約 145 百万円の付加価値を創出することを目指す。

・また、KPI として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、観光入込客数、外国人宿泊者数を設定する。

【任意記載の KPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	40 百万円	61.7 百万円	54.3%
地域経済牽引事業の承認事業件数	1 件	3 件	200.0%
観光入込客数	94 万人	190 万人	102.1%
外国人宿泊者数	5 万人	30 万人	500.0%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が46.11百万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額【令和3年経済センサス-活動調査】を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で1%以上増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で1%以上増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で5%以上増加すること。

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点促進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

上川町の大雪山国立公園等の観光資源を活用した観光関連分野

(2) 選定の理由

上川町は、日本最大の山岳公園「大雪山国立公園」を有している。大雪山系の一つ「黒岳」への登山口には、北海道有数の温泉街である層雲峡温泉があるほか、同公園内に愛山溪温泉、高原温泉の3つの温泉地を有する。

また、大雪山連峰の玄関口である「黒岳」をはじめ、「赤岳」、「緑岳」などでは、登山が楽しみ、秋には日本一早い紅葉が楽しめるスポットとなっている。また、断崖絶壁から流れ落ちる「銀河・流星の滝」は、日本の滝百選にも選ばれた名瀑として当町観光のシンボリック役割を果たしている。

ソフト面では、太古の面影を残す壮大な大自然を舞台に開催される二大イベントとして、夏の「層雲峡峡谷火まつり」と冬の「層雲峡温泉氷瀑まつり」がある。

「層雲峡峡谷火まつり」は、(アイヌの人たちが神と崇めていた)シマフクロウを神々の国に送る儀式に由来するアイヌ古式舞踊「フクロウ神事」や、和太鼓の競演「火まつり太鼓」のほか、夜空を彩る花火大会は、色鮮やかさと峡谷に響き渡る音が見るものを楽しませている。

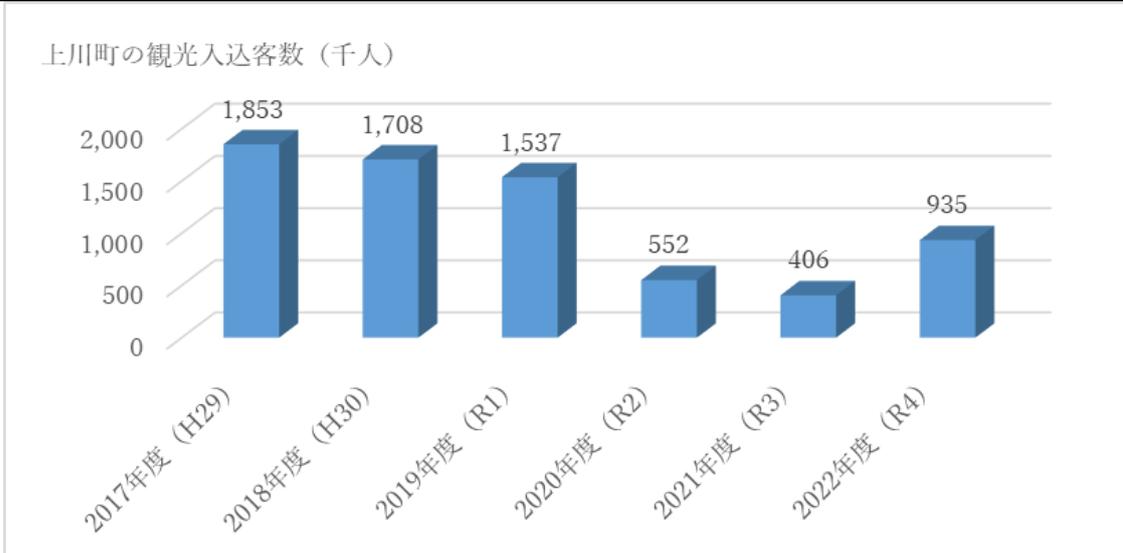
凍りつく巨大な氷瀑となってそそり立つ冬の滝をモチーフに、石狩川沿いに造られた氷の造形物が立ち並ぶ「層雲峡温泉氷瀑まつり」は、昼は勇壮な氷像が、夜はライトアップにより幻想的な空間を創り出すその神秘的な世界が観光客を魅了し、冬の北海道を代表するイベントに成長している。まつり開催期間中は、アイスクライミング体験やスノーシューハイキングなどの体験メニューも行われ、イベントとしての幅も広げている。

また、このお祭り期間以外でも、冬の「大雪高原旭ヶ丘」での圧雪車や、スノーモービルを使った乗車体験、スノーラフティングなど、夏には大雪山周辺の川でラフティングやパドルスポーツのツアーなど大自然の中での遊びが満喫できるメニューも用意している。

このほか、大雪山連峰が最も美しく眺望できる農村地帯「大雪高原旭ヶ丘」には四季折々の花々が色彩豊かに咲き誇る庭園「大雪森のガーデン」が、平成25年にオープンした。北海道の食材をふんだんに使ったレストランと贅沢な宿泊を楽しめるヴィラを併設し、自然と一体となった滞在リゾート型ガーデンとして差別化を図っている。

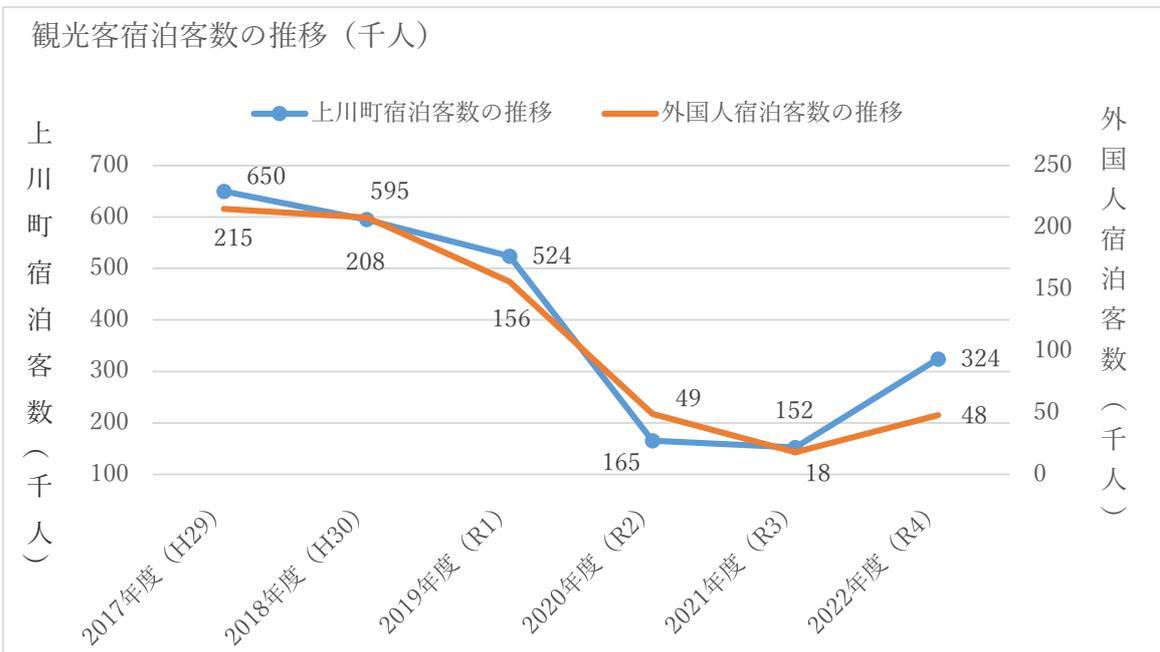
地域資源としては、大地の中で長い歳月をかけて濾過された大雪山系の雪解け水をボトルリングした天然水「ゆきのみず」は、国内はもとより海外にも販売され、好評を得ている。そのほか、大雪山から湧き出る冷水で3年かけて養殖する「銀河サーモン(にじます)」などが地場産品として評価されている。

これら豊富な観光資源を背景に、当町には、コロナ禍以前の直近3年間で年平均170万人もの観光客が訪れており、コロナ禍となった期間はかなり減少したものの、令和4年度から観光入込客数は徐々に回復傾向にある。



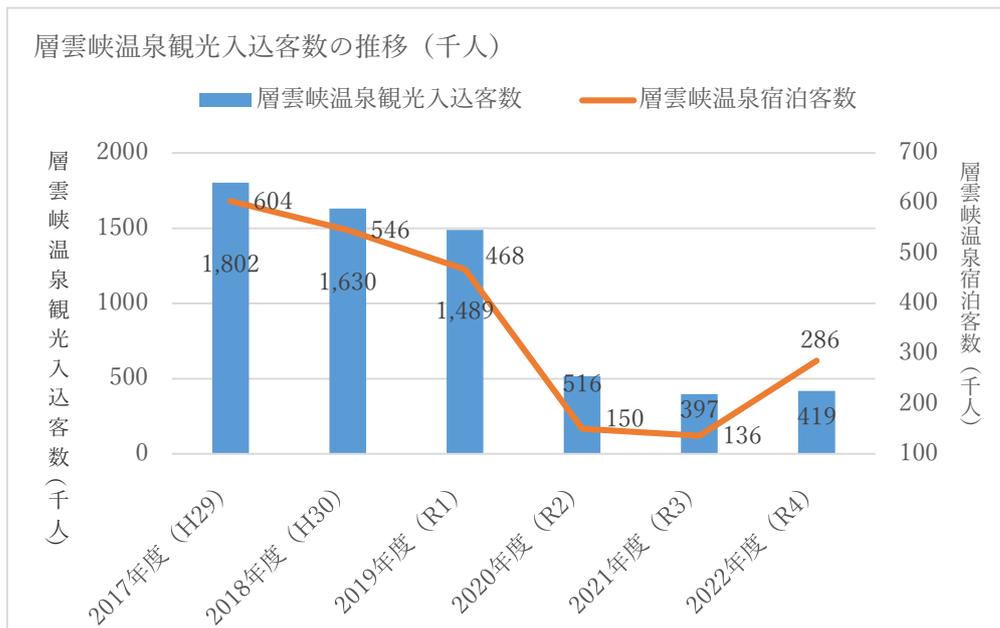
（出典：北海道観光入込客数調査報告書）

近年は、コロナ禍の影響もあり観光客が減少していたが、コロナ禍が明け、国内観光客数も回復してきており、今後は航空規制が緩和されたことから外国人宿泊者数もさらに増加傾向になることが予想される。



（出典：北海道観光入込客数調査報告書）

また、層雲峡温泉は、コロナ禍以前の直近3年間で年間約164万人以上の観光客が訪れており、当町の観光入込客数及び宿泊客数の9割以上を占めている。



（出典：上川町）

このほか、上記の豊富な観光資源を活用した新たな産業の芽も育ってきている。平成 29 年 5 月に、戦後初、北海道では 70 年ぶりに新たな酒造会社「上川大雪酒造株式会社」が設立され、酒蔵（緑丘蔵）が誕生した。同社では、大雪山系の麓で採取される良質な天然水、北海道産の酒造好適米を原料に、地元産にこだわった世界に通用する日本酒を造っている。「上川大雪酒造株式会社」のグループ会社である「F T C株式会社」がオープンした「K A M I K A W A K I T C H E N」は粕漬けチーズや日本酒で磨いたチーズの製造などに挑戦しており、今後は搾乳から乳加工、消費まで町内で循環できるようなチーズ工房を目指している。

また、町内キャンプ場と連携し、ホテル並みの豪華なグランピング施設を設け、通過型から滞在型観光へ転換するなど、日本酒を軸とした食と観光のブランド化を目指している。近年では廃校になった小学校をリノベーションし、カフェスペースやプログラミングで自分の描いた絵が動き出すプレイルームが備わった「大雪かみかわヌクモ」や上川町の中心部にあった空き物件を活用した交流&コワーキングスペース「P O R T O」、廃ガソリンスタンドをリノベーションしたアパレル商品を販売するカフェなどが誕生しており、交流人口や関係人口の増加に寄与している。

さらに、上記地域資源として記載した「銀河サーモン（にじます）」の加工品の開発のほか、地元農産物を活用した「大豆コーヒー」や「赤ビーツのヨーグルトムース」が新たな特産品となり、今後、販路拡大の調査研究を行う予定である。

本町では、こうした地域特有の資源と層雲峡温泉を中心とする観光資源を結び付け、幅広い産業に波及させるため、戦略の策定や多様な関係者との合意形成を図る組織として地域 D M O である大雪山ツアーズ株式会社を平成 30 年 2 月に設立し、官民一体となった観光地域づくりに取り組んでいる。

以上を踏まえ、上川町の大雪山国立公園の観光資源等を生かし、官民それぞれが役割と機能を十分に果たし観光関連事業者の稼ぐ力を向上させることで、幅広い産業の創出と雇用拡大につなげ、地域経済の活性化を図っていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような上川町の特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減を図るとともに本地域独自の強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税等の減免措置の創設等

上川町では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例の制定を予定している。

また、北海道においては、活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、不動産取得税の減免措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、課税免除を行っている。

②北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

上川町が保有する観光関連分野データの公開

地域事業者が活用できるよう、町が活用する観光関連分野データで開示可能な情報について、インターネット等での公開を進めて行く。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道経済部産業振興局産業振興課内、上川町産業経済課内に相談窓口を設置するなど、事業者の抱える課題解決のための相談を受け付ける体制を整備する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道関係部局と上川町が連携し対応していく。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①支援機関の情報提供

地域内の事業者における円滑な事業承継を支援するため、金融機関等に「北海道事業承継・引継ぎ支援センター」や「北海道よろず支援拠点」といった支援機関に関する情報等を周知していく。

②賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度 ～令和9年度	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 固定資産税の減免措置の創設等	上川町:12月に固定資産税の課税免除に関する条例提案・審議 北海道:運用	上川町:6月議会に条例制定以降運用 北海道:運用	上川町:運用 北海道:運用
② 北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
上川町が有する観光関連データの公開	開示情報の精査	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
① 支援機関の情報提供、デジタル技術の活用	随時実施	随時実施	随時実施
② 賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、大雪山ツアーズ株式会社・上川町商工会・旭川信用金庫など、地域に存在する支援機関と十分に連携し、地域経済牽引事業を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①大雪山ツアーズ株式会社

本地区内における恵まれた観光資源を活かした観光産業の発展から幅広い産業に波及さ

せており、本町の豊富な農畜水産物を活かした食資源や温泉、景観など大自然を活かした豊富な観光資源を活用した新たな旅行商品の開発や人材育成、プロモーション活動を通じて観光を中心とした地域活性化を推進している。

②上川町商工会

本地区内における小規模事業者の総合的な改善発達と社会一般の福祉の増進に資することを目的として、経営改善普及事業（経営指導員による相談・支援、創業・経営革新支援など）などを実施している。

今後も小規模事業者に対する各種支援の実施による経営の安定や強化を図るとともに創業支援をはじめとする各種支援により雇用の場を創出するなどの役割を担う。

③旭川信用金庫

上川町と地方創生に関する包括連携協定を締結し、地域経済の活性化に関する事業等について連携を図る。協定締結により、金融機関のノウハウや企業間ネットワークを活用した、地域資源のブランディング、ビジネスマッチング等の様々な取組について支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

事業者が地域経済牽引事業を行う場合は、環境関係法令を遵守するとともに、環境保全及び環境負荷の低減に十分な配慮を行い、地域社会との調和を図る。特に、自然公園法に規定する国立・国定公園区域（大雪山国立公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（大雪山鳥獣保護区、大雪原生林鳥獣保護区、浮島鳥獣保護区）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（大雪山系旭岳周辺湿原群、大雪山系トムラウシ山周辺湿原群、浮島湿原）、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息地等環境保全上重要な地域において当該事業を行う場合には、公園計画等との整合を図ることなどを通じて、自然環境の保全に十分な配慮を行う。

また、新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関連法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

さらに、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

加えて、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、自然公園法に規定する国立・国定公園区域（大雪山国立公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（大雪山鳥獣保護区、大雪原生林鳥獣保護区、浮島鳥獣保護区）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（大雪山系旭岳周

辺湿原群、大雪山系トムラウシ山周辺湿原群、浮島湿原)、国内希少野生動植物種の生息(繁殖・越冬・渡り環境)・生息地等環境保全上重要な地域において地域経済牽引事業計画を承認する際は、事前に環境省北海道地方環境事務所(または北海道自然環境保全部局)と調整を図り、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穩の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人一人の防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入りする箇所や交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。

(3) その他

P D C A体制の整備

P D C A体制については、毎年6月に上川町産業経済課を中心に関係課による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と当該事業の見直しについて検討・整理を行う。

なお、必要に応じて支援機関や有識者等の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画においては、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「北海道上川町基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意(法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。)を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法13条第4項の規定による承認(法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。)を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。